

第3章 計画の実現に向けた仕組みづくり・基盤づくり

① 取組の視点

良好な環境を将来の世代へ継承していくためには、県民一人ひとりや企業などのあらゆる主体が、その活動によって生じる環境への負荷を出来る限り小さくすることができるような社会の仕組みが求められています。

そのためには、県民一人ひとりが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、環境保全の大切さを理解して行動に結び付けていくことや、そうした行動を支える体制が整うこと、また、企業等の事業者についても、「環境」を重要な経営理念の一つとして制度的な仕組みにより担保していくことが求められます。さらには、企業間の競争において「環境」がビジネスチャンスとなりうるような風土の醸成が求められています。

このような視点に立って、行政だけでなく、個人や企業などのあらゆる主体によって「環境」の価値が認識、重視されて、さまざまな主体による環境保全のための個々の自律的な行動や取組が有機的に連携しうるような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、県民一人ひとりなどのさまざまな主体による協働の成果として、私たちのまわりの自然環境や生活環境を誇れるものとし、そうした素晴らしい環境の実現に向けた「協創」に、自ら取り組んでいくことによって、幸福を実感できるような仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

② 分野別取組方針

(1) ひとを育てる ～環境学習・環境教育の推進～

環境問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、家庭や地域、職場等あらゆる場所で解決に向けて取り組んでいくべき課題です。

一人ひとりが、この課題を自らの問題としてとらえ、自ら行動するよう促していくためには、私たちが豊かな環境に支えられ、その恵みで生活していることを認識し、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域やあるいは地球規模の環境に大きな影響を与えることを理解していなくてはなりません。

三重県には豊かな自然を学ぶフィールドが随所にあり、私たちは日常の中でそれらに触れ、自然や環境の大切さを無理なく学べる環境にあります。こうした恵まれた環境を活用しながら、一人ひとりが「環境」の価値と重要性を見出し、すべての県民の皆さんが環境における「協創」に積極的に取り組んでいただけるよう、環境学習や環境教育を推進していきます。

＜到達目標＞

子どもから大人に至るまで、環境学習に必要な機会や情報が提供され、いつでもどこでも環境教育に参加できるようになることで、環境に関心を持つようになり、人と環境の関わりについて正しい理解や認識を持ち、日常の生活行動も含めて自ら主体的に環境保全活動が行えるようになっていきます。

主要な取組

《学校教育における環境学習・環境教育》

- 各学校において、環境教育に関する全体計画を作成し、地域や学校の実態・特性を十分に生かした横断的、総合的な環境教育を実施します。
- さまざまな主体が行う環境保全・創造活動等への子どもたちの参加を進め、環境問題について考える機会の充実を図ると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していきます。
- 四日市公害の経験を踏まえ、環境保全・創造を重視した取組を進めてきた経緯を適切に伝えるなど、三重県の独自性を生かした環境教育を行います。

《地域や社会における環境学習・環境教育》

- 自然観察等の体験学習を充実するとともに、県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた取組を促進します。

また、森林や木の文化を次世代に継承するため、森林環境教育を進めます。

- 市町、民間団体等の関係機関との連携のもと、子どもたちに気づきの機会を提供し、子どもたちが自ら考えた取組が家庭や地域へ広がっていくような体験型、参加型の企画を実施します。



森林での環境教育

《環境学習・環境教育の拠点施設の活用》

- 県民に開かれた環境学習および情報発信の拠点である「三重県環境学習情報センター」の運営において、指定管理者制度を活用し、各種講座等の充実を図ります。
- 自然公園等の利用者の自然に対する理解を深めるため、「三重県民の森」や「上野森林公園」において、自然観察会等を通して環境学習の充実を図ります。
- 新県立博物館においては、環境面からもその役割が発揮されるよう、環境学習の場となって、地域の自然と歴史・文化を保全する人材育成支援などを行います。

参考 関連する計画など

- 三重県環境保全活動・環境教育基本方針
- 三重県教育ビジョン

(2) 担い手となる主体を広げる ～環境活動の促進～

環境保全のためには、一人ひとりがその意識を持って、行動に移していくことが大切ですが、個人だけでは、情報の収集が難しく、また、活動の範囲も限られてしまいます。

地域の自治組織やNPO等のつながりを通じたグループ活動によって、より大きな効果を得られるとともに、こうした活動は、環境保全の担い手の裾野が大きく広がるきっかけにもなります。

また、さまざまな立場や状況にある多くの主体が連携して環境保全活動に取り組むことによって、社会全体にとってより大きな効果が生まれることが期待されます。

さらに、多くの主体の連携による取組は、薄れがちになりつつある地域における絆や人間関係をより豊かにすることへとつながり、こうしたネットワークが一つの社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）として、地域づくりの大きな柱となります。

このような観点から、環境活動を支えるさまざまな主体が「環境」の分野において、活躍の場を見出し、「協創」することができるよう、その活動を支援していくとともに、それらの連携を促進していきます。

＜＜到達目標＞＞

企業やNPO、地域の自治会等あらゆる主体が、さまざまな環境保全活動を展開しています。

また、新たに活動を始めようとする主体に、団体間の交流を通じて、活動手法や活動の継続に必要な情報等が提供され、環境保全活動を始める主体が広がっています。

さらに、このような多様な環境保全の取組が、多くの参加者を得ることにより、それぞれの地域で人と人、人と地域の絆が再生され、地域づくりにつながっています。

主要な取組

＜＜指導者の育成＞＞

- 三重県環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開する指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動ができる人材を育成します。

＜＜環境保全活動の支援＞＞

- 県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修等の実施や、里地里山の保全活動を行うNPO等の取組を支援します。
- 河川・海岸・道路等の環境美化については、さまざまな主体による取組が広がるよう促進・支援することが必要です。このため、河川・海岸・道路等の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を今後も行います。

＜＜各主体の連携による環境保全活動の促進＞＞

- 環境保全活動に積極的に取り組む方々を表彰するとともに、その活動がさらに広がり、新たな実践者が生まれるよう普及・啓発に努めます。

参 考 関連する計画など

- 三重県環境保全活動・環境教育基本方針



県民による環境美化活動

(3) 環境経営を進める

これまで経済と対立する概念に位置づけられていた環境でしたが、温室効果ガスの排出削減が国際的な課題となっている中で、社会全体がこの目標達成に向けて動き出すことで、大いなる需要が生まれ、環境施策への対応が、わが国の成長の原動力になることが期待されています。

また、東日本大震災やこれに続く原子力発電所の事故の発生によって、省エネルギーの観点からも、ますますこうした流れが加速されてくるものと考えられます。

こうしたことから、これまで行ってきた企業に対する環境経営の導入促進に引き続き取り組んでいくとともに、三重県でも低炭素社会に向けた取組を産業振興など新たな経済成長に生かしていくことが求められています。

＜到達目標＞

企業における環境経営の導入が一層進むことで、環境負荷低減と生産性向上を両立させている企業が増え、企業競争力を強化しています。

また、社会全体が低炭素社会への対応を進めることで、環境・エネルギー関連分野における市場が創出され、拡大し、県内での産業の創造と持続的な発展につながっています。

行政においても、環境マネジメントシステムの考え方が普及し、オフィス活動においてはもちろんのこと、さまざまな行政活動の遂行過程において、環境負荷の低減と環境創造への取組が進んでいます。

主要な取組

＜環境経営の促進＞

- 事業者における、ISO14000シリーズや三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）などの環境マネジメントシステム（EMS）の取得を促進します。
- 三重県が行う事業活動は、環境マネジメントシステムISO14001に基づき実施するとともに、グリーン購入*を進め、公共施設の使用、管理や公共事業等における環境配慮を徹底するなど、県自らが率先して環境保全活動に取り組めます。
- 環境経営に積極的に取り組む市町との情報共有を進め、環境マネジメントシステム（EMS）取組の向上を図ります。

＜環境・エネルギー関連分野への取組促進＞

- 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。
- 省エネルギーや生産工程の効率化等を促進することにより、県内事業者の競争力強化（生産性向上）と、低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。



日本環境経営大賞表彰式

(4) 仕組みをよりの確に運用する

環境保全に取り組む人や企業が増え、担い手となる主体が広がっていくためには、彼らの活動が社会的に認められ、評価されていくことが大切です。このためにはその活動が幅広く周知、顕彰される仕組みが必要です。

また、事業者等は、各種法令を遵守し、社会的責任を果たすとともに日常的な環境配慮行動が求められますが、快適で安全・安心な生活環境を維持し、享受するためには、そうした環境保全に関する取組や配慮が確実に実行されていくような仕組みや制度が大切です。

さらに、環境悪化の未然防止、環境問題の早期解決等を図るため、各種制度を整備し、市町とも連携・協働して環境の保全を図っていく必要があります。

《到達目標》

法律や条例に基づき環境影響評価だけでなく、公害事前審査制度の活用等を通じて、事業者による環境配慮が進んでいます。

また、自主的に環境影響評価を行う事業者も増えています。

さらに、一部の大規模な開発案件では計画段階から早期に環境配慮を図る手続きが始まっています。

このほか、一定の施設を設置する際には、事業者が市町と環境保全協定を結ぶことで、周辺住民の安全・安心への配慮がなされています。

主要な取組

《環境活動が評価される仕組みの運用》

- 環境保全に寄与した人々の活動を評価し、幅広く周知するとともに、こうした取組への参画を促します。

《環境影響評価等の実施》

- 「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業実施に際して適切な環境配慮が行われるよう指導します。
- 公共性の高い開発事業については、基本構想段階からアセスメントの導入を図っていくという、国の戦略アセスメントのガイドラインをふまえ、環境影響評価制度の充実を図ります。

《公害事前審査制度の活用》

- 工場や事業場の新增設に伴う環境への悪影響を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、「三重県環境影響評価条例」に該当しない工場や事業場において、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。

《環境保全協定の締結促進》

- 市町長等が、その市町の実態に即した行政指導ができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

《公害紛争への対応》

- 公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度を活用し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

(5) 技術・情報基盤をより充実する

環境の保全を効果的、効率的に進めるためには、その技術的な側面における調査や研究活動を展開し、今後の環境保全を一層取り組みやすいものとしていく必要があります。

また、各種の環境関連情報を県民に幅広く提供することは、県民の環境に対する理解と関心を深め、環境保全への取組を促すことにもつながることから、こうした情報発信ができるシステムの整備が必要です。

さらに、大気や水等の環境基準が、県内事業者等の取組により遵守されていくには、環境基準に対する達成状況等を常時把握するための施設が整備されていることが大切です。

＜到達目標＞

環境保全の研究開発が進展し、環境汚染の防止・発生抑制・修復技術等がさらに開発されて、環境保全が技術面からもサポートされるとともに、新たな環境分野においても企業の技術開発が進展しています。

県民は誰もが、環境に関するさまざまな情報にアクセスすることができ、毎日の大気の状態を把握したり、光化学スモッグ*予報発令状況や放射線モニタリングの結果等を常にチェックできるようになっています。

主要な取組

＜研究開発の推進と促進＞

- 廃棄物対策の推進、大気・水・土壌環境の保全および生物の多様性の保全等地域の環境保全に関する調査研究を充実するとともに、国や民間の研究機関、大学等との共同研究や情報交換等を進め、環境保全に係る調査研究の一層の向上を図ります。

＜環境情報の迅速な提供＞

- 大規模事業所（発生源）の排ガスに関しては、環境総合監視システムで監視し、地域の総量等を情報発信していきます。

また、監視測定地点、みえの樹木百選等のさまざまな分野の情報を提供します。

＜監視・観測等の体制の整備＞

- 安全で安心な環境が確保されているか監視するため、環境の常時監視を実施するとともに、大気、水、土壌中の有害化学物質に対する調査を行い、大気・水環境における環境基準の達成状況を確認します。
- 光化学オキシダント*や窒素酸化物の濃度、放射線モニタリング結果等の情報を、県民に迅速に提供します。

(6) 環境で貢献する

環境を保全するために私たちができることは、必ずしも地域社会におけるものだけに限ったわけではありません。例えば、かつて四日市公害を経験したさまざまな環境技術の中には、今もなお、同様の環境汚染で苦しむ途上国が必要としているものもあると思われます。これまでも中国河南省をは

じめ、アジアの国々の研修員を受け入れ産業公害の防止技術の研修を行ってきたところです。

引き続き、私たちはこれまでの環境に関わる経験と知識を生かして、求めに応じて国際的に技術移転等の協力をしていくことが大切です。

＜到達目標＞

過去に培われた公害防止や環境保全の技術が、国内外に移転されることで、三重県の環境保全に対する取組成果が、他の地域にも及んでいきます。

こうした活動により「地球規模で考え、足元から行動する」環境の取組が三重県で進み、国境や地域を越えた、人と人、人と地域の絆が生まれ、育まれていきます。

主要な取組

＜国際的な環境協力・貢献の推進＞

- 産業公害防止技術の研修を継続するとともに、環境分野における交流のあり方について見直し、新たな環境協力に取り組みます。

＜関係機関との協力＞

- 公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）*との連携を維持しながら、国、他の地方自治体、大学、企業等と協力し、国際環境協力を進めます。

＜研究機関との連携＞

- 保健環境研究所において、環境汚染物質に関する調査や測定技術等の研究等を進め、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）と連携を図りながら、その成果の技術移転を進めます。

③ 各主体の役割

かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくためには、行政の取組だけでなく、県民、事業者、行政といった社会を構成する各主体が、それぞれの立場において環境保全のためにはどのような行動が望ましいかを考え、自主的、積極的に実践することが大切です。

また、こうした環境保全の取組における「協創」を実現していくためには、各主体による個々の取組だけでなく、主体間の連携や協力による取組も大切です。ここでは、それぞれの主体の役割と環境配慮の指針を示し、その役割にふさわしい環境行動を期待するものです。

(1) 県

三重県は、基本目標の達成に向けて、第2章に示した施策を実施するとともに、本章に示した「協創」による計画実現に向けた仕組み・基盤の整備を行います。

また、三重県自らが事業者であり消費者でもあるとの立場から、本章の「(3)事業者」に掲げる役割と環境配慮の指針をふまえ、ISO14001の環境方針に基づき、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

三重県が行う一定規模以上の事業の実施にあたっては、その事業に係る計画等を策定しようとする段階から、環境配慮の調整を行うために必要な手続等を定め、環境への負荷の低減を目的とする、環境調整システム*等を活用した全庁的な調整を通じ、環境の保全に配慮します。

さらに、環境の保全に関して市町と連携・協働するとともに、市町の環境保全の取組を促進します。

(2) 市町

市町は、住民に最も近い基礎自治体として、住民の健康と福祉の確保と充実を図る上で、住民や事業者等と日常的に関わりを持ち、地域に密着した環境づくりを進める重要な役割を担っています。

このため、県に準じた環境保全に関する施策や、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた独自の施策を策定し、実施することが期待されます。

また、各主体が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援し、各主体間の協力と連携を促進するとともに、市町自らも事業者および消費者として「(3)事業者」に掲げる役割と環境配慮の指針をふまえ、環境の保全に向けた取組を推進することが期待されます。

(3) 事業者

事業者は、株主や取引先だけでなく、地域社会をはじめとした多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくとの考え方（CSR*）に基づき、何よりもまず、法令遵守を旨とし、その徹底を日々心がけ、よりよい製品・サービスを供給するとともに、環境負荷の低減に向け自主的、積極的に取り組むことが期待されます。

また、ISO14001等の環境マネジメントシステムの導入に努めるとともに、環境保全に配慮した事業活動の積極的な展開、地域における環境保全活動等への積極的な参画や支援等が期待されます。

具体的には、一定の開発事業を行う際の自然風景や生態系への環境アセスメントの考え方に基づく保全行為、製品の生産、流通、販売および回収、処理等におけるさまざまな環境負荷低減の取組等、事業者の行うあらゆる活動において、こうした環境配慮が望まれます。

(4) 県民

私たちが、日々生きて生活するだけで、それによって環境に負荷をかけ、その回復に大きな自然循環の営みによるコストが払われているかについて、私たちは、深く理解し、日常の生活様式を改めていく必要があります。

地球温暖化や生物多様性の危機は、私たち一人ひとりに及ぶ影響が見えにくく、さまざまな情報として私たちの耳に入ってはきても、必ずしも今日の私たちの、そして明日の子どもたちの生存に関わ

る危機であることに、私たちの理解が十分であるとはいえません。

このため、あらゆる機会を利用して環境学習への参加が望まれ、環境に関する知識と理解を深め、自ら何ができるかを考え、かつそれを実践していくことが期待されています。

また、地域の団体等が行う環境保全活動に積極的に参加し、その活動の輪を広げるとともに、個人や団体の知識や経験が広く生かされるよう、各主体との協力と連携が期待されます。

具体的には、例えば、炊事・洗濯時の節水や冷暖房の温度設定、ごみの分別の徹底等の日常生活から、移動の際に自動車の利用を控え、できるだけ公共交通機関を利用する等の選択行動、そして、省エネ型の住宅づくりや改修、太陽光発電設備の設置、低公害車^{*}の導入等、低炭素型の生活様式への移行に至るまで、私たちは、ありとあらゆる手段や可能性をできる限り試み、努めていくことが望まれます。